

諮問事件：

諮問番号：平成15年諮問第8号

平成15年諮問第9号

事件名：特定の行政文書不開示決定処分（存否応答拒否）に当たり会計検査院内部での検討等のために作成された文書の不開示決定に関する件

特定の行政文書不開示決定処分（存否応答拒否）に当たり会計検査院内部での検討等のために作成された文書の不開示決定に関する件

諮問日：平成15年10月16日

答申日：平成18年 1月11日

答申書

第1 審査会の結論

特定の行政文書不開示決定処分（存否応答拒否）に当たり会計検査院内部での検討等のために作成された以下の から までの文書（以下「本件対象文書」という。）につき、 及び の文書の全部を不開示とし、 の文書の全部を開示とした決定については、 及び の文書のうち、別表の2欄に掲げる部分を開示することが妥当である。

「存否応答拒否処分に関する検討」と題する文書（以下「本件対象文書1」という。）

「存否応答拒否処分に関する検討結果（第2案）」と題する文書（以下「本件対象文書2」という。）

「特定の検査箇所に関する行政文書に対する開示請求の処理について」と題する文書（以下「本件対象文書3」という。）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく以下の開示請求のそれぞれにつき、本件対象文書を特定し、その全部を不開示とした会計検査院事務総長の決定（平成15年7月30日付け150普第204号（下記 関係）及び同第205号（下記 関係）。以下、これらを「第一次決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

平成15年度に実施される特定の検査箇所における会計実地検査の出張官が分かる文書の開示請求に対する不開示決定（存否応答拒否）（以下「先行処分1」という。）についての理由書の内容作成に係る審議の過程及び審議内容の分かるすべての文書の開示請求（平成15年諮問第8号関係。以下「8号開示請求」という。）

15年4月14日から4月18日に特定の検査箇所において行われた会計実地検査において出張官が記載又は作成した文書の開示請求に対する不開示決定（存否応答拒否）（以下「先行処分2」という。）についての理由書の内容作成に係る審議の過程及び審議内容の分かるすべての文書の開示請求（平成15年諮問第9号関係。以下「9号開示請求」という。）

なお、本件審査請求の提起の後、処分庁は、平成15年12月19日付け150普第318号（上記 関係）及び同第319号（上記 関係）（以下、これらを「第二次決定」という。）のそれぞれにより、本件対象文書3の全部を開示した。

これに対し、審査請求人は、別途、第二次決定の取消しを求める審査請求（以下「第二次審査請求」という。）を提起したが、諮問庁は、後記第3の2のとおり、これを却下している。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び意見書の各記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件対象文書の不開示情報該当性について

ア 会計検査院内部での検討に当たり作成された文書であることが不開示の理由の一つとして示されているが、このことのみでは不開示理由には当たらない。公務で作成し公務に用いられるものであれば開示の対象になるものとする。

イ 諮問庁は、本件対象文書1及び本件対象文書2の記載内容を公にした場合には、存否応答拒否処分に対し取消訴訟等が提起された場合における会計検査院側の対応内容等をあらかじめ相手方当事者に告知する結果となり、同院の訴訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると説明するが、現実の裁判が1件でもあれば必然的にその対応内容等も明らかにされてくるものであり、不開示にする意味はない。

また、過去の行政訴訟の内容、経過、判決等や、不服申立てに対する裁決等の過程は明らかにされており、なぜ、訴訟上の当事者として

の地位を不当に害することになるのか分からない。

さらに、会計検査院の対応内容等が正しく適切なものであれば、それが明らかにされ、あらかじめ相手方当事者に告知されることとなっても何の不都合もないと考える。

ウ 法第5条第6号に規定する「適正」という要件を判断するに際しては、開示のもたらす支障だけでなく、開示のもたらす利益との比較衡量を行うべきであるとされている。

また、同号に規定する「支障」の程度については実質的なものであることが必要とされており、「おそれ」も法的保護に値する程度の蓋然性が必要とされている。

しかし、諮問庁はこれらの点について説明しておらず、客観的根拠も示していない。現実に争訟にさえなっていない状態で、どのように「支障」の程度が実質的なものと判断したのか、どのように法的保護が必要な「おそれ」があるのか説明がなく、理解できない。

原則は開示なのであるから、不開示理由の根拠については具体的な理由付けや判断根拠の妥当性を示す必要がある。

現実には起きてもない訴訟がなぜ不開示理由として許されるのか理解できない。訴訟が提起される可能性が一体何パーセントあると見積もられたのであろうか。

(2) 本件対象文書3について

本件対象文書3については、これが公にされた場合には、その内容から、先行処分1及び先行処分2において存否の応答が拒否された文書の存否が明らかになるとし、その存否を明らかにしない理由として法第5条第6号イが示されている。

しかし、同号イの「おそれ」に関しても、法的保護に値する程度の蓋然性の有無についての検討内容の説明がなく、なぜ部分開示すらできないのかの説明もなく、疑問に思う。

(3) その他

ア 会計検査院の説明責任

会計検査院は、国民に代わり、行政機関の監査を行う立場にありながら、原則開示の姿勢が全く感じられない。部分開示すらないのも、他の行政機関の姿勢と明らかに異質である。透明性を確保し、国民にその職務の内容を明らかにすべきである。

イ 内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申との整合性

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の答申も、内閣府情報公

開・個人情報保護審査会の過去の答申内容と比較検討し、異質な結論となることのないようお願いしたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯について

(1) 原処分

処分庁は、8号開示請求及び9号開示請求のいずれについても、本件対象文書を特定し、次の理由から、その全部を不開示とする旨決定した（第一次決定）。

ア 本件対象文書1及び本件対象文書2について

本件対象文書1及び本件対象文書2は、存否応答拒否処分に関する考えられないし取扱いなどについて詳細に検討した上、存否応答拒否処分に対し取消訴訟等が提起された場合における会計検査院側の主張ないし対処方針等を明らかにするなどしたものであるから、これを公にした場合には、同院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

したがって、本件対象文書1及び本件対象文書2に記載された情報は、法第5条第6号ロが規定する「争訟に係る事務」に関し、「当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものに該当する。

イ 本件対象文書3について

先行処分1及び先行処分2は、その対象文書の存否を明らかにすると、当時、会計検査院が遂行中であった平成15年次の検査過程に関する情報が明らかになってしまうことから、当該対象文書の存否に関する情報は法第5条第6号イ等が規定する不開示情報に該当するとして、存否応答拒否処分を行ったものである。

そして、本件対象文書3は、先行処分1及び先行処分2に当たり、その対象文書の存否に関する情報の不開示情報該当性について検討した上、存否応答拒否処分を行った場合に、これに対して争訟が提起された場合における会計検査院側の主張ないし対処方針等を明らかにするなどしているものであるから、これを公にした場合には、当該対象文書の存否に関する情報を開示することとなり、存否応答拒否処分を行った意味を失わせることとなるほか、同院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

したがって、本件対象文書3に記載された情報は、法第5条第6号柱書きが規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当するとともに、同号口が規定する「争訟に係る事務」に関し、「当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものに該当する。

(2) 原処分の変更

処分庁は、原処分に対する審査請求について会計検査院情報公開審査会（当時）に諮問後の15年12月に、同年11月をもって15年次の検査過程が終了し、当該検査の結果等が平成14年度決算検査報告に掲記され、公表されたことなどから、先行処分1及び先行処分2を変更し、その対象文書の存否を明らかにした。

そして、処分庁は、本件についても、本件対象文書3に関する限り、これを不開示とする原処分を維持する理由はなくなったと判断し、原処分を変更して、本件対象文書3については、その全部を開示する旨の第二次決定を行った。

2 行政処分の変更及び変更後の審査の対象について

上記1のとおり、本件における原処分の変更は、15年次の検査過程の終了という原処分後の客観的な事情の変更があったことから、当該事情の変更に応じた公益上の必要性を踏まえて行われたものである。

一般に、ある行政処分が行われた後に、これを変更（一部撤回）する旨の行政処分が行われた場合、前者は後者により変更（一部撤回）された限度においてその効力を保持し、存続するものと解される。

本件の原処分は、既に第二次決定により変更（一部撤回）され、当該変更（一部撤回）部分については新たに本件対象文書3の全部開示決定処分が行われているから、当該変更（一部撤回）された後の一部開示決定処分としてその効力を保持し、存続しているものである。

また、審査請求をすることができる者は、違法又は不当な処分により直接自己の権利利益を侵害された者、すなわち、審査請求の利益を有する者に限られるものと解されている。

したがって、本件の原処分が変更された後もなお審査請求人がその取消しを求める法的利益（審査請求の利益）を有するのは、当該変更後の原処分の取消しを求める限度においてである。

このため、本件審査請求における審査の対象も、当該変更後の原処分となるものと考えられる。

なお、審査請求人からは、別途、第二次決定に対し、その取消しを求める旨の第二次審査請求が提起されたが、第二次決定は、審査請求人に新たな法的不利益を及ぼすものではなく、同人に有利な方向に原処分を変更し

たものである。したがって、審査請求人は、第二次決定の取消しを求める法的利益（審査請求の利益）を有しないものと認められたので、第二次審査請求については、審査請求の利益がない不適法なものとして却下した。

3 本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 の記載内容等

ア 本件対象文書 1

本件対象文書 1 は、処分庁に対し 15 年 3 月及び 4 月に行われた開示請求に関連して、会計検査院が保有する行政文書に係る開示請求に対し存否応答拒否処分を行うことの適否について同院事務総局内部において検討した結果を記録した文書である。その記載内容は、検討の目的、存否応答拒否処分に関する従前の経緯、判断方法、将来の開示請求が想定される存否情報についての検討、存否応答拒否処分の問題点及び留意点（その適法性の主張・立証方法等に関する詳細な検討を含む。）である。

また、本件対象文書 1 には三つの文書が添付されており、これらの添付資料はいずれも本件対象文書 1 の本体部分の記載内容と密接不可分のものである。

したがって、本件対象文書 1 の記載情報は、これらの添付資料も含め、その全体として当該検討等に関する一個の情報を構成するものと考えられる。

イ 本件対象文書 2

本件対象文書 2 は、本件対象文書 1 における検討結果を踏まえ、会計検査院事務総局内部において更に特定の行政文書に係る開示請求に対し存否応答拒否処分を行うことの適否について検討した結果を記録した文書である。その記載内容は、検討（開示請求）の対象文書、検討結果の概要、検討内容等（存否応答拒否処分の適法性を基礎付ける評価根拠事実ないし判断要素等に関する詳細な検討を含む。）である。

また、本件対象文書 2 には二つの文書が添付されており、これらの添付資料はいずれも本件対象文書 2 の本体部分の記載内容と密接不可分のものである。

したがって、本件対象文書 2 の記載内容は、これらの添付資料も含め、その全体として当該検討等に関する一個の情報を構成するものと考えられる。

(2) 不開示情報該当性

上記(1)のとおり、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 は、その全体

として、会計検査院において行った存否応答拒否処分に対し取消訴訟等が提起された場合における同院の主張ないし対処方針等、すなわち、主張・立証の基本方針、立証方法、提出証拠等を明らかにしたもの（当該処分の適法性に関する主張・立証方法、当該適法性を基礎付ける評価根拠事実ないし判断要素等についての詳細な検討を含む。）である。

したがって、これを公にした場合には、存否応答拒否処分に対し取消訴訟等が提起された場合における会計検査院側の対応内容等をあらかじめ相手方当事者に告知する結果となり、同院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

また、仮にこのような取消訴訟等に関する対応を踏まえた部内検討資料が開示されるとすれば、今後、開示決定等の処分に当たり、会計検査院内部において同様の慎重な検討を行い、その結果を同院幹部に報告して了承を得た上、これを今後における開示決定等の事務の参考資料（行政文書）として保存し、もって開示決定等の適否の検討に関する事務の適正な遂行に資することにも支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象文書1及び本件対象文書2に記載された情報は、いずれも、その全体として、公にすることにより、「争訟」に係る「事務」に関し、「国」の「当事者としての地位を不当に害するおそれ」（法第5条第6号ロ）がある情報に該当するとともに、開示決定等の適否の検討に関する「事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（法第5条第6号柱書き）がある情報にも該当する。

(3) 審査請求人の主張に対する反論等

ア 訴訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれについて

(ア) 訴訟上の「当事者としての地位」

審査請求人は、訴訟上の対応方針・対応内容等というものは現実には訴訟が提起された場合にはいずれ公開の法廷で明らかとされるのであるから、これを記録した文書を不開示とすることには理由がない旨を主張するものようである。

しかし、本件対象文書1及び本件対象文書2は、いずれも会計検査院の保有する行政文書について存否応答拒否処分を行う場合の問題点ないし留意点について慎重に検討したものであり、その内容は、存否応答拒否処分に対し取消訴訟が提起された場合における立証方法等の詳細な検討等を含むものである。

そして、このような検討は、実際に取消訴訟等が提起されていない段階における検討であることに意味がある。それゆえ、諮問庁は、

このような訴訟対応上の検討等を行った内容を記録した文書を現実の取消訴訟等の提起前に公表することは、将来会計検査院に取消訴訟等を提起する訴訟当事者に対し、立証方法等訴訟技術上の詳細な検討等を含む同院の当該訴訟対応についてあらかじめ告知する結果となり、現実に取り消訴訟等が提起された場合における同院の訴訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると主張しているものである。

なお、前記のような本件対象文書1及び本件対象文書2に記録された詳細な検討の内容については、会計検査院に対し現実に訴訟が提起された場合においても、必ずしも公開の法廷における訴訟対応上明らかにされることとなる性質のものではない。

(イ) 「おそれ」の蓋然性

法第5条第6号に規定される「おそれ」については、抽象的ないし確率的な可能性としてのおそれではなく、法的保護に値する蓋然性としてのおそれであればならないものと解されているから、逆にいえば、法的保護に値する蓋然性としてのおそれがあると認められる場合には、当該おそれの確率的可能性については問題とされないものである。

したがって、審査請求人が、訴訟が提起される可能性が何パーセントあると見積もられたのかなどと述べているのは見当違いの議論であり、結局、このようなおそれの有無については、当該文書の記載内容ないし検討内容を踏まえ、これを公表することが、前記(ア)で述べたように、現実に取り消訴訟等が提起された場合における会計検査院の訴訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるか否かにより決定されるべきものである。

イ 法第5条第6号(柱書き)の「適正」性の判断について

審査請求人は、法第5条第6号柱書きが規定する事務・事業の「適正」性を判断するに当たっては、開示のもたらす支障と開示による利益とを比較衡量すべきであるなどと主張している。

しかし、一般に、法的な利益衡量を行うに当たっては、当該利益衡量が単なる主観的価値判断に陥らないようにするための適切な判断基準の設定及び判断要素の選定等の具体的な方法論の設定が不可欠である。

このため、「適正」性の判断のような規範的事実の有無に関する判断については、当該規範的事実を基礎付ける評価根拠事実及びこれを

否定する評価障害事実に関する精査な検証を行うことにより決せられるものと一般に解されている。

したがって、結局、法第5条第6号柱書きの「適正」性の要件の判断に際しての利益衡量の問題は、同号柱書きに規定する「事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」を基礎付けるに足る評価根拠事実(又は、これを否定する評価障害事実)の有無・内容・程度に関する検証過程に収れんされるものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成15年諮問第8号及び平成15年諮問第9号を併合し、調査審議を行った。

平成15年	10月16日	諮問書の收受
同年	11月28日	諮問第8号及び第9号の併合
平成16年	5月18日	諮問庁から第二次決定についての通知文書を收受
同年	6月28日	諮問庁から意見書を收受
同年	7月5日	委員交代に伴う所要の手續の実施
同年	7月26日	審査請求人から意見書を收受
同年	8月3日	諮問庁の職員(会計検査院事務総長官房総務課長ほか)からの口頭説明の聴取、本件対象文書1及び本件対象文書2の見分並びに審議
同年	8月30日	諮問庁から追加意見書を收受
同年	9月1日	諮問庁の職員(会計検査院事務総長官房総務課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議
同年	10月14日	審議
平成17年	1月13日	諮問庁から追加意見書を收受
同年	1月17日	諮問庁の職員(会計検査院事務総長官房総務課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議
同年	2月24日	審議
同年	3月28日	審議
同年	5月16日	審議
同年	6月20日	審議
同年	7月20日	審議
同年	8月31日	審議
同年	9月29日	審議
同年	10月26日	審議

21 同年 12 月 1 日 審議

22 平成 18 年 1 月 10 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

8 号開示請求及び 9 号開示請求を受けて、処分庁は、いずれについても本件対象文書 1、本件対象文書 2 及び本件対象文書 3 を特定し、その全部を不開示とする決定（第一次決定）を行った。そして、これに対する審査請求を受けて、諮問庁は当審査会に対する諮問を行った。

その後、処分庁は、平成 15 年次の検査過程が終了したことなどにより、本件対象文書 3 に関する限り、その不開示処分を維持する理由がなくなったなどとして、15 年 12 月 19 日に、第一次決定を変更するとして、本件対象文書 3 についてはその全部を開示する旨の第二次決定を行った。

なお、第二次決定に対しては、別途、その取消しを求める審査請求（第二次審査請求）が提起されたが、諮問庁は、第二次決定は審査請求人に有利な方向に第一次決定を変更したものであるから、同人にはその取消しを求める審査請求の利益が認められないとして、第二次審査請求を却下しており、当審査会への諮問はなされていない。

このように、処分庁では、第二次決定を、それに先行する第一次決定に対する変更処分として行っている。また、その内容をみると、第二次決定は、原決定である第一次決定により不開示とされた文書の一部を開示することとしたものであって、審査請求人に有利な方向に対象文書の一部を開示することとしたものと解されるので、実質的にも原決定に対する変更決定と位置付けるのが相当である。

よって、当審査会としては、第二次決定によりその不開示の範囲が縮小変更された原決定（第一次決定）を対象として、その当否を判断することとする。

2 本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 について

(1) 本件対象文書 1

本件対象文書 1 は、会計検査院に対して行われた特定の開示請求（先行処分 1 ないし先行処分 2 に係るものを含む。以下「検討対象開示請求」という。）に関連して、同院が保有する行政文書の開示請求に対して存否応答拒否処分を行うことの適否について、同院において検討した内容を記録した文書であり、検討の目的や従前の経緯のほか、存否応答拒否処分に関する判断方法、将来、会計検査に関連して想定される開示請求について、その対象文書の存否を応答することにより明らかとなる検査

上の情報、存否応答拒否処分の問題点及び留意点等について検討した内容が記載されている。

本件対象文書 1 は、上記の検討内容が記載された本体の部分（担当者による口頭での説明の用に供された部分を含む。）及び検討内容が記載され又は検討の際の参考とされた三つの添付資料（以下、それぞれ「文書 1 本体部」、「添付資料 1 - 1」、「添付資料 1 - 2」、「添付資料 1 - 3」という。）から構成されている。

(2) 本件対象文書 2

本件対象文書 2 は、本件対象文書 1 での検討に引き続いて、その検討結果を踏まえ、検討対象開示請求に対して存否応答拒否処分を行うことの適否について、会計検査院において更に検討ないし整理した内容を記録した文書であり、当該開示請求の内容及び趣旨、これについて考えられる開示決定等及びその問題点等について検討、整理した内容が記載されている。

本件対象文書 2 は、上記の検討内容が記載された本体の部分及び検討の際の参考とされた二つの添付資料（以下、それぞれ「文書 2 本体部」、「添付資料 2 - 1」、「添付資料 2 - 2」という。）から構成されている。

3 不開示情報該当性について

諮問庁は、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 は、それぞれ、添付資料も含め、その全体が密接不可分のものであり、全体として、法第 5 条第 6 号口及び同号柱書きに規定する不開示情報に該当すると主張している。

当審査会において見分したところ、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 は、いずれも、会計検査院の内部において行われた検討の内容等が記録されたものであり、また、その検討内容は、同院が存否応答拒否処分等を行った場合に、それに対して争訟が提起された場合における争訟対応を強く意識し、争訟対応に関する記述が随所に見受けられるものとなっている。

一方、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 の記載内容の中には、当該文書の作成、取扱い等に係る外形的事項のほか、検討の前提ないし背景となる客観的事実や、広く一般に言われている見解と考えられるもの、抽象度の高い一般論と考えられるものなどが記載されている部分もある。また、争訟対応との関連性についても、争訟対応と直接的な関連性を有している部分もあれば、必ずしも、争訟対応と直接的な関連性を有しているとか、公にすることにより直ちに争訟対応に影響を及ぼすとまでは認め難い部分も存在する。

したがって、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 について、直ちに、そ

れぞれが、その全体として、法第5条第6号ロ又は同号柱書きに規定する不開示情報に該当するとすることは妥当ではなく、それぞれの文書の各部分ごとに、当該部分の性質、具体的な記載内容等に基づき、不開示情報該当性を判断する必要があると認められる。

以下、各文書の部分ごとに不開示情報該当性を検討する。

(1) 文書1本体部

文書1本体部は、当該文書の秘密指定区分の表示、文書を作成した日付及び課名、文書全体の表題、第1項から第6項までの大項目に項立てして記述された検討内容、口頭説明部等から構成されている。

ア 秘密指定区分の表示、日付及び課名

これらの記載は、文書の作成、取扱い等に係る外形的事項にすぎないことから、公にされたとしても、会計検査院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれ、同院が行う各種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、その他法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められない。

したがって、秘密指定区分の表示、日付及び課名は開示することが妥当である。

イ 文書の表題

本件対象文書1の表題は、当該文書が存否応答拒否処分について検討したものであることを示す抽象的なものとなっている。

本件対象文書1のこのような趣旨は、開示請求の趣旨からも推測することができるものであって、このような抽象的な記載が公にされたとしても、会計検査院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれ、同院が行う各種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、その他法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められない。なお、本件表題については、本件開示請求に対する行政文書不開示決定通知書の中で、処分庁が既に事実上明らかにしているところである。

したがって、表題は開示することが妥当である。

ウ 第1項

第1項には、本件対象文書1での検討の趣旨、目的、検討を行う端緒となった検討対象開示請求の概要等が記載されている。

これらの記載は、会計検査院の争訟への対処方針等や検討の具体的な内容等を示すものとは認められない。

なお、これを公にすると、検討対象開示請求に対して、会計検査院

が存否応答拒否処分を行うことの適否を検討したことが明らかになるが、先行処分1ないし先行処分2は実際に存否応答拒否処分がなされたものであるから、これについて存否応答拒否処分の適否が検討されているのは当然のことである。また、検討対象開示請求のうち先行処分1ないし先行処分2に係るもの以外のものについても、論理的には、どのような開示請求に対しても、まず存否応答拒否処分の適否が検討されることとなるものであるから、当該開示請求に対して存否応答拒否処分を行うことの適否が検討されたという事実が明らかになったとしても、特段の支障が生じるとは認められない。

したがって、これらの記載が公にされたとしても、会計検査院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれ、同院が行う各種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、その他法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められない。

よって、第1項は開示することが妥当である。

エ 第2項

第2項には、会計検査院において過去に存否応答拒否処分を行った事例の有無及び内容、過去に当審査会に諮問された不服申立事件の調査審議の過程で同院が存否応答拒否処分について説明した内容、当該不服申立事件に関する当審査会の答申の内容等が記載されている。第2項は、項目名に続き、三つの中項目から構成されている。

(ア) 第2項の項目名は、本件検討に当たり、従前の経緯等について検討したことを示す抽象的なものとなっている。一般に、各種の検討に当たって、この種の事柄を整理しておくことは通常あり得ることであって、このような抽象的な記載が公にされたとしても、会計検査院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれ、同院が行う各種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、その他法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められない。

したがって、第2項の項目名は開示することが妥当である。

(イ) 第2項のうち、中項目第1及び中項目第3には、会計検査院において過去に存否応答拒否処分を行った事例の有無及び内容が記載されている。

これらの記載は、客観的事実を示すものであり、会計検査院の争訟への対処方針等や検討の具体的な内容等を示すものではなく、公にされたとしても、同院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれ、同院が行う各種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすお

それ、その他法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められない。

したがって、第2項のうち、中項目第1及び中項目第3は開示することが妥当である。

- (ウ) 中項目第2のうち、1頁の20行目の9文字目から21行目の14文字目まで及び2頁の5行目の3文字目から7行目の3文字目までの部分には、特定の府省（検査対象機関）が所管する特定の事業に係る特定の事項に関して外部から会計検査院に提供された情報（外部情報）について、その特定の事項、情報の提供年月等が当該情報提供者の特徴的な用語などにより記載されている。

これらの記載が公にされると、他の情報と照合することなどにより、当該外部情報の対象となっている検査対象機関や情報提供者の属する組織等において、情報提供者の探索が行われることが考えられ、そうなると、情報提供者が心理的に厳しい状況に陥ったり、その周囲の者を含め、平穏な職場環境が害されたりすることが十分に想定される。このような事態は、通常、情報提供者又は情報提供を行おうとする者にとって非常に不利益となるものであり、このような事態が生じれば、会計検査院に対する信頼は失われ、当該情報提供者及びその他一般の潜在的な情報提供者を萎縮させて、以後、同院に対する情報提供が行われなくなる事態が生じるおそれがあると認められる。

外部情報は、会計検査院が検査の端緒や参考となる情報を入手する有力な手段の一つになっていると認められるところであり、上記のような事態が生じると、このような検査に有用な情報の入手が困難となり、外部情報を活用するなどして行っている検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、1頁の20行目の9文字目から21行目の14文字目まで及び2頁の5行目の3文字目から7行目の3文字目までの部分は、公にすることにより、法第5条第6号イが規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

- (I) 中項目第2のうち、2頁の10行目から12行目までの部分には、会計検査院に対する特定の開示請求に係る不服申立事件の調査審議

の過程において、当該対象文書の存否を応答することにより明らかになる情報の不開示情報該当性について、当時、同院が示した見解の内容が記載されている。

この見解は、特定の開示請求に係る不服申立事件の調査審議の過程において、当時の状況の中で、当審査会及び相手方当事者に対して示されたものであり、これについては、同種の開示請求事案に対しては存否応答拒否処分の適用も検討されるべきであるとの当審査会の答申も出ているところである。それにもかかわらず、このような見解が公にされ、当該見解が同種の開示請求事案に関する会計検査院の確立した見解ないし対応方針であるかのように理解されると、同院の対応方針について一方的な評価を招き、今後の個々の具体的な開示請求事案に対する同院の適切な対応を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、2頁の10行目から12行目までの部分は、開示請求への対応という法第5条第6号柱書きが規定する「国の機関」「が行う事務」「に関する情報であって、公にすることにより、」「当該事務」「の性質上、当該事務」「の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(オ) 中項目第2のうち、2頁の13行目から15行目までの部分には、存否応答拒否処分に対して争訟が提起された場合に関し、争訟への対処方針の具体的内容そのものではないが、対処方針の策定の背景となる主張・立証活動の成否の見込みについての会計検査院の見解が記載されている。

先行処分1及び先行処分2については、前記第3の1(2)のとおり、当初行われた存否応答拒否処分はその後の事情の変更により撤回されているので、当該存否応答拒否処分そのものの取消しが争訟で争われることはもはや考えにくいところである。また、これらに関して、現在、国家賠償請求訴訟等が提起されているとも認められない。

そして、審査請求人は、現実に起きていない訴訟が不開示理由として認められるべきではないなどと主張している。

しかし、法第5条第6号ロが規定する国の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれについては、必ずしも、その時点で現に提起されている争訟に限らず、今後提起されることが想定される

同種の事案等をめぐる争訟一般に係る事務との関係において、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるならば、同規定に該当するものと考えられる。

会計検査院において行った争訟に関する検討が、およそ同院に関して提起されることが想定されないような争訟に係るものであれば、その内容が公にされても、将来の争訟に関し、同院の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認め難いが、前記部分における検討は、将来、同院に関して提起されることが十分に想定される争訟に係るものであると認められる。

さらに、審査請求人は、会計検査院の訴訟への対応内容等が正しく適切なものであれば、それが明らかにされても不都合はなく、また、訴訟が1件でもあれば対応内容は必然的に明らかになるのであるから、これを秘匿する意味はないなどと主張している。

しかし、争訟においては、対立する両当事者による主張・立証の仕方及びその内容が、当該争訟の行方に大きな影響を与えるものであり、その一方の当事者が公益を追求すべき国等の公的機関である場合であっても、争訟における対立構造の下での一方の当事者として一定の保護されるべき地位を有することは否定できない。

また、ある事件に関し争訟があったとしても、その争訟の場で、会計検査院が争訟への対処方針の策定の背景として有している見解等が必ずしも明らかにされるものではないし、種々の事態を想定して検討された具体的な争訟への対処方針について、そのすべてが実際に明らかになるものでもない。

そして、前記部分には、将来、争訟が提起された場合に備えて会計検査院が検討した争訟への対処方針の策定の背景として同院が有している見解が記載されており、このような情報が公にされ、将来の争訟の相手方当事者等に伝わることとなれば、同院が行う主張・立証活動の評価に影響を与え、同院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

また、この見解は、将来の争訟一般に備えて検討した段階におけるものであるのに、それが同種の争訟に関する会計検査院の確立した見解であるかのように理解されると、同院の争訟への対処方針について一方的な評価を招き、個々の具体的な争訟事案における同院側の適切な対応を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、2頁の13行目から15行目までの部分は、公にす

ることにより、法第5条第6号ロが規定する「争訟に係る事務に関し、国」の「当事者としての地位を不当に害するおそれ」があると認められることから、同号柱書き該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(カ) 一方、中項目第2のうち、前記(ウ)から(オ)までの部分を除いた部分には、過去に存否応答拒否処分の適否が問題となった事例、当審査会の過去の答申といった客観的事実や、存否応答拒否処分の適用を検討する場合に当然行うものと考えられる判断方法・判断過程等が記載されているにとどまる。

これらの記載は、会計検査院の争訟への対処方針等や同院の検討における具体的な固有の見解等を示すものではなく、公にされたとしても、同院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれ、同院が行う各種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、その他法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められない。

したがって、中項目第2のうち、前記(ウ)から(オ)までの部分を除いた部分は開示することが妥当である。

オ 第3項

第3項には、存否応答拒否処分を行う場合の判断方法・判断過程等が記載されている。

これは、存否応答拒否処分の適用を検討する場合に当然行うものと考えられる判断方法・判断過程等であると認められる。

したがって、この記載は、会計検査院の争訟への対処方針等や同院の検討における具体的な固有の見解等を示すものではなく、公にされたとしても、同院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれ、同院が行う各種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、その他法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められない。

よって、第3項は開示することが妥当である。

カ 第4項

第4項には、会計検査院が保有する行政文書に対する開示請求に関し、存否応答拒否処分が問題となる各種の類型を想定し、その各類型に関する存否応答拒否処分の適否の検討を行ったことが記載されている。

しかし、当該検討の具体的な内容は添付資料1 - 3にのみ記載されており、第4項には、そのような検討を行ったということが記載されているにすぎない。

したがって、この記載は、会計検査院の争訟への対処方針等や同院の検討における具体的な固有の見解等を示すものではなく、公にされたとしても、同院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれ、同院が行う各種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、その他法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められない。

よって、第4項は開示することが妥当である。

キ 第5項

第5項には、会計検査院において存否応答拒否処分を行う場合の争訟上及び開示請求対応実務上の各種の問題点として同院が検討した具体的な内容が記載されている。第5項は、項目名に続き、前文及び三つの中項目から構成されている。

(ア) 第5項の項目名は、存否応答拒否処分の問題点について検討したことを示す抽象的なものとなっている。

本文書の趣旨からして、このような検討がなされること自体は容易に推測することができるものであって、このような抽象的な記載が公にされたとしても、会計検査院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれ、同院が行う各種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、その他法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められない。

したがって、第5項の項目名は開示することが妥当である。

(イ) 第5項のうち、中項目第1及び中項目第2には、会計検査院の行う存否応答拒否処分に対して争訟が提起された場合における主張・立証上の問題点として、相手方当事者等から行われることがあり得る具体的な反論・反証の内容、同院側の主張・立証活動の具体的な内容とその問題点、同院側の主張・立証活動の成否の見込み等を検討した内容が記載されている。

このような検討内容が公にされ、将来の争訟の相手方当事者等に伝わることとなれば、具体的な反論・反証方法を教示することとなったり、会計検査院が行う主張・立証活動の評価に影響を与えたりするなどして、同院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるほか、これらが同種の争訟に関する同院の確立した見解であるかのように理解されると、同院の争訟への対処方針について一方的な評価を招き、個々の具体的な争訟事案における同院側の適切な対応を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、第5項のうち、中項目第1及び中項目第2は、公に

することにより、法第5条第6号ロが規定する「おそれ」があると認められることから、同号柱書き該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

- (ウ) 中項目第3には、会計検査院において存否応答拒否処分を行うとした場合に、同院の開示請求対応事務において実務上あり得る問題点、それに対して考え得る実務上の対応等について同院が検討した具体的な内容等が記載されている。

これらは、仮に存否応答拒否処分を行うとした場合にどのような問題点、対応策等があり得るかについて、事前に整理しておくために、会計検査院内部において幅広く検討したものであると考えられる。それにもかかわらず、ここで検討のそ上に載せられた問題点が真に問題のあるものであったり、それに対する対応策が現実には可能かつ適切なものであったり、あるいは、それらに対する見解が会計検査院の確立した見解であったりするかのよう理解されると、同院の開示請求に対する対応方針について一方的な評価を招き、今後の個々の具体的な開示請求事案に対する同院の適切な対応を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、第5項のうち、中項目第3は、公にすることにより、開示請求への対応事務に関し、法第5条第6号柱書きが規定する「おそれ」があると認められることから、同号ロ該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

- (I) 第5項の前文には、中項目第1から第3までに記載されている事項を検討するに当たり、その前提として検討した内容、及び中項目第1から第3までにおける検討内容を概括した内容が記載されている。

したがって、第5項の前文は、中項目第1から第3までの記載と一体を成すものとして、前記(イ)及び(ウ)と同様に、法第5条第6号ロ及び同号柱書きに規定する不開示情報に該当すると認められる。

ク 第6項

- (ア) 第6項の項目名は、存否応答拒否処分を行う場合の留意点について検討したことを示す抽象的なものとなっており、前記キ(ア)と同様、法に規定する不開示情報に該当するとは認められないので、開示することが妥当である。

- (イ) 第6項の本文には、会計検査院において存否応答拒否処分を行う場合の留意点として、存否応答拒否処分が問題となる各種の局面を

想定し、それぞれについての存否応答拒否処分の適否、争訟が提起された場合における主張・立証上の問題点、相手方当事者等から行われることがあり得る具体的な反論・反証の内容、同院側の主張・立証活動の成否の見込み等を具体的に検討した内容が記載されている。

したがって、第6項の本文は、前記キ(イ)と同様、法第5条第6号口に規定する不開示情報に該当すると認められる。

ケ 文書の終了を示す語

この記載は、文書本文の終了を示す形式的表示にすぎないことから、法に規定する不開示情報に該当するとは認められないので、開示することが妥当である。

コ 口頭説明部

これは、前記各項における検討内容を補完するものとして、担当者が口頭で行った説明に係るものであり、会計検査院の行う存否応答拒否処分に対して取消訴訟等の訴訟が提起された場合における同院側の具体的な主張・立証の内容や訴訟技術上の観点から検討された具体的な主張・立証活動の手法、それらの成否の見込み等を具体的に検討した内容が記載されている。

訴訟は対立当事者それぞれの判断に基づく主張・立証を前提としているものであり、そこでは一定の訴訟技術が必要となる。そして、会計検査院が、将来、訴訟が提起された場合に備えて検討した訴訟における主張・立証の内容及び手法(いわゆる法廷戦術的なものを含む。)等が、訴訟手続を経ずに、事前に、将来の訴訟の相手方当事者に伝わることとなれば、訴訟において同院が一方的に不利な条件の下に置かれることとなり、同院の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

また、将来、訴訟が提起された場合に備えて会計検査院が検討した訴訟への対処方針の策定の背景として同院が有している見解が、将来の訴訟の相手方当事者等に伝わることとなれば、同院が行う主張・立証活動の評価に影響を与え、同院の訴訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

さらに、これらの方針や見解は、将来の訴訟一般に備えて検討した段階におけるものであるのに、それらが同種の訴訟に関する会計検査院の確立した方針ないし見解であるかのように理解されると、同院の訴訟への対処方針について一方的な評価を招き、個々の具体的訴訟に

おける同院側の適切な対応を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、口頭説明部は、公にすることにより、法第5条第6号ロが規定する「おそれ」があると認められることから、同号柱書き該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(2) 添付資料1 - 1

添付資料1 - 1は、本件や先行処分1、先行処分2に係るものとは別の過去の不服申立事件について会計検査院が当審査会に提出した意見書（添付資料を除く。）の写しであり、本件対象文書1での検討の際の参考資料とされたものである。

ア 添付資料1 - 1のうち、6頁（目次の部分を除く本体部分について当該資料自体に記されている頁数を示す。以下、本件資料について同じ。）の15行目の32文字目から17行目の4文字目まで、同頁の20行目の3文字目から21行目の31文字目まで、7頁の12行目の18文字目から14行目の10文字目まで及び10頁の7行目の19文字目から8行目の34文字目までの部分には、特定の府省が所管する特定の事業に係る特定の事項に関して会計検査院に提供された外部情報（前記(1)エ(ウ)に係るものと同一のもの）について、その特定の事項、情報提供年月等が当該情報提供者の特徴的な用語などにより記載されている。

したがって、当該部分は、前記(1)エ(ウ)と同様、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

イ 8頁の24行目から9頁の27行目まで及び10頁の16行目から12頁の12行目までの部分には、会計検査院に対する特定の開示請求（前記(1)エ(イ)に係るものと同一のもの）に係る不服申立事件の調査審議の過程において、当該対象文書の存否を応答することにより明らかになる情報の不開示情報該当性について、当時、同院が示した見解が記載されている。

したがって、当該部分（次に掲げる項目名を除く。）は、前記(1)エ(イ)と同様、法第5条第6号柱書きに規定する不開示情報に該当すると認められる。

一方、当該部分のうち、8頁の24行目、10頁の16行目及び11頁の28行目にそれぞれ記載されている項目名については、いずれも、検討した事項を抽象的に示すにとどまるものであり、公にされたとしても、会計検査院の争訟上の当事者としての地位を不当に害する

おそれ、同院が行う各種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、その他法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められない。

したがって、これらの項目名は開示することが妥当である。

ウ 13頁から17頁までの部分には、会計検査院の行う存否応答拒否処分に対して取消訴訟等の訴訟が提起された場合における同院側の具体的な主張・立証の内容、具体的な主張・立証活動の方法、それらの問題点や成否の見込み等についての同院の見解が記載されている。

したがって、当該部分（次に掲げる表題、項目名及び文書の終了を示す語を除く。）は、前記(1)コと同様、法第5条第6号ロに規定する不開示情報に該当すると認められる。

一方、当該部分のうち、13頁の1行目に記載されている表題並びに同頁の2行目、14頁の6行目及び16頁の18行目にそれぞれ記載されている項目名については、検討した事項を抽象的に示すにとどまるものであり、前記イで検討した項目名と同様、法に規定する不開示情報に該当するとは認められないので、開示することが妥当である。

また、17頁中にある文書の終了を示す語についても、本文の終了を示す形式的表示にすぎないことから、前記(1)ケと同様、法に規定する不開示情報に該当するとは認められないので、開示することが妥当である。

エ 添付資料1-1のうち、前記アからウまでの部分を除いた部分には、存否応答拒否処分を行う場合の判断方法・判断過程等、会計検査院が当該不服申立事件に係る対象文書の存否に関する情報の不開示情報該当性を検討した内容、同院に提供された外部情報に関連する行政文書についての不開示情報該当性に関する同院の主張の内容、本件資料が意見書として提出された際に添付されていた附属資料の目録等が記載されている。

これらは、存否応答拒否処分の適用を検討する場合に当然行うものと考えられる判断方法・判断過程等であったり、当該不服申立事件に係る対象文書について存否応答拒否処分を検討する場合に当然検討されるものと考えられる内容であったり、会計検査院に提供された外部情報に関連する行政文書の不開示情報該当性についての同院の一般的な主張であったり、単なる資料名の記述であったりなどするものであると認められる。

したがって、これらの記載は、会計検査院の争訟への対処方針等や

同院の検討における具体的な固有の見解等を示すものではなく、また、これらの記載から文書1本体部等における不開示情報の内容を具体的に推認することができるとも認められない。このため、これらの記載は、公にされたとしても、会計検査院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれ、同院が行う各種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、その他法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められない。

よって、添付資料1-1のうち、前記アからウまでの部分を除いた部分は開示することが妥当である。

(3) 添付資料1-2

添付資料1-2は、本件や先行処分1、先行処分2に係るものとは別の過去の開示請求に対して会計検査院が行った不開示決定（存否応答拒否）の通知書の一部（不開示理由が別紙としてまとめられた部分）の写しであり、本件対象文書1における検討の際の参考資料とされたものである。

本件資料には、当該開示請求に係る対象文書の存否を応答することにより明らかとなる情報の内容、当該情報の不開示情報該当性についての会計検査院の見解（処分理由）等が記載されている。

そして、これらは、当該類型の対象文書の存否に関する情報の不開示情報該当性についての会計検査院の見解が一般的な形で記述されているものであると認められる。

したがって、これらの記載は、秘匿すべき会計検査院の争訟への対処方針等や同院内部にとどまる検討内容等ではないと認められ、また、これらの記載から文書1本体部等における不開示情報の内容を具体的に推認することができるものでもないと認められる。このため、これらの記載は、公にされたとしても、会計検査院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれ、同院が行う各種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、その他法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められない。

よって、添付資料1-2は開示することが妥当である。

(4) 添付資料1-3

添付資料1-3は、本件対象文書1における検討に際し、会計検査院が保有する行政文書に対する開示請求に関し、存否応答拒否処分が問題となる各種の類型を想定し、その各類型に関する存否応答拒否処分の適否について検討した内容を表形式で示したものであり、文書1本体部で

引用している資料番号、表題、当該資料を作成した日付及び枠で囲まれた表の部分（以下「表部」という。）から構成されている。

ア 資料番号及び日付

これらの記載は、文書の作成、利用等に係る外形的事項にすぎないことから、前記(1)アと同様、法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められないので、開示することが妥当である。

イ 表題

この表題は、当該資料が、会計検査に関連する各種の情報に関し、存否応答拒否処分について検討したものであることを示す抽象的なものとなっている。

このような抽象的な記載が公にされたとしても、会計検査院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれ、同院が行う各種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、その他法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められない。

したがって、表題は開示することが妥当である。

ウ 表部

表部には、会計検査院が保有する各種の行政文書に関し、様々な開示請求の類型を想定し、その各類型に対して存否応答拒否処分を行うべきか否か、存否応答拒否処分を行った場合の問題点等について、具体的事例も挙げながら、同院内部で検討した具体的な内容や見解等が記載されている。

これらは、将来、開示請求があり得る事態を広く想定し、それらに対する存否応答拒否処分の適否、問題点等について、事前に整理しておくために、会計検査院内部において幅広く検討したものであると考えられ、そこで示されている見解等についても、同院の最終的見解ではなく、検討途中での仮の意見等にすぎないものであると考えられる。それにもかかわらず、このような内部での仮定的、中間的な検討の過程における類型の区分の仕方やその各類型についての存否応答拒否処分の適否について示された一応の見解等が会計検査院の確立した見解等であるかのように理解されると、同院の開示請求に対する対応方針について一方的な評価を招き、今後の個々の具体的な開示請求事案に対する同院の適切な対応を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、表部は、公にすることにより、開示請求への対応事務に関し、法第5条第6号柱書きが規定する「おそれ」があると認められることから、同号口該当性について判断するまでもなく、法に規定

する不開示情報に該当すると認められる。

(5) 文書 2 本体部

文書 2 本体部は、当該文書の秘密指定区分の表示、文書を作成した日付及び課名、文書全体の表題、第 1 項から第 4 項までの大項目に項立てして記述された検討内容、補足説明等から構成されている。

ア 秘密指定区分の表示、日付及び課名

これらの記載は、文書の作成、取扱い等に係る外形的事項にすぎないことから、前記(1)アと同様、法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められないので、開示することが妥当である。

イ 文書の表題

本件対象文書 2 の表題は、当該文書が、本件対象文書 1 での検討に引き続いて、存否応答拒否処分について更に検討した結果を記載したものであることを示す抽象的なものとなっている。

したがって、これは、前記(1)イと同様、法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められない。なお、本件表題については、本件開示請求に対する行政文書不開示決定通知書の中で、処分庁が既に事実上明らかにしているところである。

よって、表題は開示することが妥当である。

ウ 第 1 項

第 1 項には、検討対象開示請求の概要が記載されている。

したがって、これは、前記(1)ウと同様、法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められないので、開示することが妥当である。

エ 第 2 項

(ア) 第 2 項の項目名は、同項に本件対象文書 2 における検討の結果が記載されているという記載内容の性質を示すものにすぎず、その内容は項目名には記載されていない。

したがって、これは、公にされたとしても、会計検査院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれ、同院が行う各種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、その他法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められない。

よって、第 2 項の項目名は開示することが妥当である。

(イ) 第 2 項の本文には、検討対象開示請求につき、どのような開示決定等を行うかについて検討した結果が記載されている。

このうち、1 頁の 13 行目には、検討対象開示請求のうちの一

部のもの（以下「検討対象開示請求1」という。）につき、どのような開示決定等を行うべきかについて検討した結果が記載されている。

ここに記載された検討結果は、あくまで、本件対象文書2を作成した担当課の段階における意見であって、直ちに、会計検査院としての結論を示すものではなく、また、同行の9文字目から同行の末尾までの部分の記述表現は、この検討結果（意見）について、その本来の趣旨とは異なって理解されるおそれがあるものとなっている。

したがって、このような記載を公にすると、会計検査院の開示請求に対する対応方針について、誤解に基づくものも含む一方的な評価を招き、今後の個々の具体的な開示請求事案に対する同院の適切な対応を困難にするおそれがあると認められる。

よって、1頁の13行目の9文字目から同行の末尾までの部分は、公にすることにより、開示請求への対応事務に関し、法第5条第6号柱書きが規定する「おそれ」があると認められることから、同号口該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

一方、1頁の13行目の冒頭から同行の8文字目までの部分は、前記の検討結果が検討対象開示請求のうちどの開示請求に係るものであるかを示す記載にすぎず、公にされたとしても、前記のような誤解を招くおそれのあるものとは認められない。

そして、下記 の部分については、そのすべてを開示することが妥当であると判断していることから、それとの対比において、
においては何についての検討結果が記載されているかを明らかにすることが有益であると考えられる。

したがって、1頁の13行目の冒頭から同行の8文字目までの部分は、それ自体としては法に規定する不開示情報に該当するものではなく、一方、これを開示することが有益であると考えられるので、開示することが妥当である。

1頁の14行目には、検討対象開示請求のうち、検討対象開示請求1以外のもの（以下「検討対象開示請求2」という。）につき、どのような開示決定等を行うかについて検討した結果が記載されている。

検討対象開示請求2については、本件対象文書2の作成時点で

既に開示決定等が行われており、この記載は、その開示決定等の内容を端的に記述したものとなっている。

したがって、 の場合とは異なり、この記載は、既に行われた会計検査院の処分が客観的事実として示されているものであり、また、無用な誤解を招くような記述表現も存在しない。このため、この記載は、公にされたとしても、会計検査院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれ、同院が行う各種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、その他法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められない。

よって、1頁の14行目は開示することが妥当である。

オ 第3項

(ア) 第3項の項目名は、同項に本件対象文書2における検討の内容が記載されているという記載内容の性質を示すものにすぎず、その内容自体は項目名に記載されていないことから、前記エ(ア)と同様、法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められないので、開示することが妥当である。

(イ) 第3項の本文には、第2項に記載された結果に至る検討過程において、どのような事項が検討されたかが記載されている。

このうち、1頁の16行目には、検討対象開示請求1について、実際に行われた開示決定等とは異なる内容の開示決定等を具体的に措定し、その適否を検討したことが記載されている。

このような検討内容が公にされ、将来の争訟の相手方当事者等に伝わることとなれば、会計検査院が実際に行った処分の妥当性に対する具体的な反論・反証方法を教示することとなり、同院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、1頁の16行目(次に掲げる項目番号を除く。)は、公にすることにより、法第5条第6号ロが規定する「おそれ」があると認められることから、同号柱書き該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

一方、1頁の16行目の1文字目は、項目番号を示す符号にすぎないことから、法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められないので、開示することが妥当である。

1頁の17行目には、検討対象開示請求1について、第2項(1頁の13行目)に記載された検討結果(前記エ(イ) 参照)につ

いて検討したことが、同項の記載とほぼ同様の記述表現によって記載されている。

したがって、1頁の17行目（次に掲げる項目番号を除く。）は、前記エ(イ)において不開示が妥当であると判断した部分と同様、法第5条第6号柱書きに規定する不開示情報に該当すると認められる。

一方、1頁の17行目の1文字目は、項目番号を示す符号にすぎないことから、前記における項目番号と同様、法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められないので、開示することが妥当である。

1頁の18行目及び19行目には、検討対象開示請求1及び検討対象開示請求2のそれぞれに関し、存否応答拒否処分の適否について検討、整理したことが記載されている。

このような事項について検討、整理がなされていることは、本件開示請求及び本件対象文書2の趣旨から推測することができるものであって、これらの記載は、公にされたとしても、会計検査院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれ、同院が行う各種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、その他法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められない。

したがって、1頁の18行目及び19行目は開示することが妥当である。

カ 第4項

第4項には、第3項に記載されている各検討事項のうち、検討対象開示請求1に対する対応について会計検査院が検討した具体的な内容が記載されている。第4項は、項目名に続き、五つの中項目から構成されている。

(ア) 第4項の項目名は、同項に本件対象文書2における検討の内容が具体的に記載されているという記載内容の性質を示すものにすぎず、その内容自体は項目名に記載されていないことから、前記エ(ア)と同様、法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められないので、開示することが妥当である。

(イ) 中項目第1

第4項のうち、中項目第1には、検討対象開示請求1に関し、当該開示請求を行った請求者とのやり取りの詳細及び当該開示請求に関係する特定の検査対象についての具体的な検査の状況と、それら

を踏まえての当該開示請求の趣旨の解釈及びこれに即した対象文書の特定についての具体的な検討内容が記載されている。

ここで示された解釈及びそれを前提とした対応方針は、特定の開示請求につき、当該開示請求に際しての請求者との具体的なやり取りや当該開示請求に係る特定の検査対象についての具体的な検査の状況を踏まえてのものであり、また、これらは会計検査院内部での検討段階におけるものでもある。それにもかかわらず、これらが同種の開示請求事案に関する会計検査院の確立した解釈、対応方針等であるかのように理解されると、同院における開示請求の趣旨の解釈、開示請求対象文書の特定の仕方等について一方的な評価を招き、今後の個々の具体的な開示請求事案に対する同院の適切な対応を困難にするおそれがある。

したがって、第4項の中項目第1（次に掲げる項目名を除く。）は、公にすることにより、開示請求への対応事務に関し、法第5条第6号柱書きが規定する「おそれ」があると認められることから、同号口該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

一方、中項目第1の項目名は、検討した事項を抽象的に示すにとどまるものであり、前記(2)イで検討した項目名と同様、法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められないので、開示することが妥当である。

(ウ) 中項目第2

中項目第2には、第3項のうち、1頁の16行目に記載されており、前記オ(イ)において述べた事項についての具体的な検討内容、すなわち、検討対象開示請求1について、実際に行われた開示決定等とは異なる内容の開示決定等を具体的に措定し、このような内容の開示決定等を検討する理由、開示請求の趣旨との適合性、このような開示決定等を行うとした場合に開示請求対応事務一般の事務遂行に及ぼす影響等について具体的に検討した内容、見解等が記載されている。

したがって、これらの記載は、前記オ(イ)において不開示が妥当と判断した部分と同様、公にすることにより、将来の争訟の相手方当事者に、具体的な反論・反証方法を教示することとなるおそれがある。

また、これらの記載の一部には、争訟への対処方針の策定の背景

となる主張・立証活動の成否の見込みについての会計検査院の見解が記載されており、このような情報が将来の争訟の相手方当事者等に伝わることとなれば、同院が行う主張・立証活動の評価に影響を与えるおそれがあるほか、これが同種の争訟に関する同院の確立した見解であるかのように理解されると、同院の争訟への対処方針について一方的な評価を招き、個々の具体的な争訟事案における同院側の適切な対応を困難にするおそれがあると認められる。

さらに、この検討は、特定の開示請求に対し開示決定等を行うに当たり、当該処分 of 妥当性を検証するために、多少なりとも問題となる可能性がある事柄について、仮定に基づき、幅広く会計検査院内部で行われたものであると考えられる。それにもかかわらず、これらの仮定の議論において検討対象とされた会計検査院における開示請求対応事務上の問題点やそれに対する一応の見解等が、真に、同院における事務遂行上、問題のあるものであったり、それに対する同院の最終的な見解等であったりするかのように理解されると、同院の開示請求に対する対応方針について、無用な誤解や一方的な評価を招き、今後の個々の具体的な開示請求事案に対する同院の適切な対応を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、中項目第2（次に掲げる項目名を除く。）は、公にすることにより、法第5条第6号ロが規定する「おそれ」があるとともに、開示請求への対応事務に関し、同号柱書きが規定する「おそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

一方、中項目第2の項目名は、検討した事項を示すものではあるが、検討した開示決定等の内容を詳細に示しているものではなく、また、具体的な検討内容を推認させるものとはまではない。

しかし、この項目名の記述表現は、第2項（1頁の13行目）に記載された検討対象開示請求1に対する検討結果につき、前記工(イ)において不開示が妥当であると判断した部分と同様、その本来の趣旨とは異なって理解されるおそれがあるものとなっている。

したがって、中項目第2の項目名（次に掲げる項目番号を除く。）は、前記工(イ)において不開示が妥当であると判断した部分と同様、法第5条第6号柱書きに規定する不開示情報に該当すると認められる。

他方、当該項目名の1文字目は、項目番号を示す符号にすぎないことから、前記オ(イ)における項目番号と同様、法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められないので、開示することが妥当である。

(I) 中項目第3

中項目第3には、第3項のうち、1頁の17行目に記載されており、前記オ(イ)において述べた事項についての具体的な検討内容、すなわち、検討対象開示請求1につき、第2項(1頁の13行目)に記載された検討結果に沿った開示決定等を行う場合についての、同種事案一般も含めての考え方、留意点、会計検査院の業務の遂行に及ぼす影響、争訟が提起された場合における対処方針等について具体的に検討した内容、見解等が記載されている。

これらの記載の中には、前記オ(イ)及びカ(ウ)において述べた、実際に行われた開示決定等とは異なる内容の開示決定等が具体的に記載されていたり、検討結果に沿った開示決定等を行い、それに対して争訟が提起された場合における会計検査院側の主張・立証のあり方、その具体的な内容、成否の見込み等を具体的に検討した内容が記載されていたりしている。

したがって、このような検討内容が公にされ、将来の争訟の相手方当事者等に伝わることとなれば、具体的な反論・反証方法を教示することとなったり、争訟において会計検査院が一方的に不利な条件の下に置かれることとなったり、同院が行う主張・立証活動の評価に影響を与えたりするなどして、同院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるほか、これらが同種の争訟に関する同院の確立した見解であるかのように理解されると、同院の争訟への対処方針について一方的な評価を招き、個々の具体的な争訟事案における同院側の適切な対応を困難にするおそれがあると認められる。

また、ここに記載された開示決定等を行うに当たっての考え方、留意点、影響等に関する見解、方針等は、会計検査院内部での検討段階におけるものであるのに、それが同種の開示請求事案に関する同院の確立した見解、方針等であるかのように理解されると、同院の開示請求に対する対応方針について一方的な評価を招き、今後の個々の具体的な開示請求事案に対する同院の適切な対応を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、中項目第3（次に掲げる項目名を除く。）は、公にすることにより、法第5条第6号ロが規定する「おそれ」があるとともに、開示請求への対応事務に関し、同号柱書きが規定する「おそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

一方、中項目第3の項目名は、検討した事項を示すものではあるが、具体的な検討内容を推認させるものとはまではない。

しかし、この項目名の記述表現は、第2項（1頁の13行目）に記載された検討対象開示請求1に対する検討結果につき、前記エ(イ)において不開示が妥当であると判断した部分と同様、その本来の趣旨とは異なって理解されるおそれがあるものとなっている。

したがって、中項目第3の項目名（次に掲げる項目番号を除く。）は、前記エ(イ)において不開示が妥当であると判断した部分と同様、法第5条第6号柱書きに規定する不開示情報に該当すると認められる。

他方、当該項目名の1文字目は、項目番号を示す符号にすぎないことから、前記オ(イ)における項目番号と同様、法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められないので、開示することが妥当である。

(オ) 中項目第4

中項目第4には、第3項のうち、1頁の18行目に記載されており、前記オ(イ)において述べた事項についての具体的な検討内容、すなわち、検討対象開示請求1につき、存否応答拒否処分を行うことの適否について具体的に検討した内容、見解等が記載されている。

中項目第4は、項目名に続き、二つの小項目から構成されている。

小項目第1には、存否応答拒否処分一般につき、どのようにその適否を検討すべきかについての検討内容が記載されている。

このうち、7頁の3行目から8行目まで及び8頁の5行目の部分には、存否応答拒否処分を検討する場合の一般的な手順等が記載されていたり、検討の参考とされた資料の名称等が引用されていたりしている。

これらの記載は、会計検査院の争訟への対処方針等や同院の検討における具体的な固有の見解等を示すものではなく、また、これらの記載から、不開示が妥当と判断される部分の内容を具体的

に推認することができるとも認められない。

したがって、これらの記載は、公にされたとしても、会計検査院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれ、同院が行う各種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、その他法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められない。

よって、小項目第1のうち、7頁の3行目から8行目まで及び8頁の5行目の部分は開示することが妥当である。

一方、小項目第1のうち、7頁の9行目から8頁の4行目までの部分には、特定の種類の開示請求を措定した上で、対象文書の存否を応答することにより明らかになる情報の内容及びその不開示情報該当性について会計検査院が検討した内容、それに対する見解や、存否応答拒否処分を行い、それに対して争訟が提起された場合における主張・立証活動の成否の見込みについての同院の見解等が記載されている。

このような、将来、争訟が提起された場合に備えて会計検査院が検討した際の対処方針策定の背景として同院が有している見解等が公にされ、将来の争訟の相手方当事者等に伝わることとなれば、同院が行う主張・立証活動の評価に影響を与え、同院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるほか、これらが同種の争訟に関する同院の確立した見解であるかのように理解されると、同院の争訟への対処方針について一方的な評価を招き、個々の具体的な争訟事案における同院側の適切な対応を困難にするおそれがあると認められる。

また、これらの見解等は、特定の種類の開示請求に対する会計検査院内部での検討段階におけるものであるのに、それが同種の開示請求事案に関する同院の確立した見解等であるかのように理解されると、同院の開示請求に対する対応方針について一方的な評価を招き、今後の個々の具体的な開示請求事案に対する同院の適切な対応を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、小項目第1のうち、7頁の9行目から8頁の4行目までの部分は、公にすることにより、開示請求への対応事務に関し、法第5条第6号ロが規定する「おそれ」があるとともに、同号柱書きが規定する「おそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

他方、7頁の2行目に記載されている小項目第1の項目名は、

検討した事項を抽象的に示すにとどまるものであり、前記(2)イで検討した項目名と同様、法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められないので、開示することが妥当である。

小項目第2には、検討対象開示請求1につき、その対象文書の存否を応答することにより明らかになる情報の内容、その不開示情報該当性等について会計検査院が検討した内容、それに対する見解等が記載されている。

これらの見解等は、特定の開示請求についての会計検査院内部での検討段階におけるものであるのに、それが同種の開示請求事案に関する同院の確立した見解等であるかのように理解されると、同院の開示請求に対する対応方針について一方的な評価を招き、今後の個々の具体的な開示請求事案に対する同院の適切な対応を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、小項目第2(次に掲げる項目名を除く。)は、公にすることにより、開示請求への対応事務に関し、法第5条第6号柱書きが規定する「おそれ」があると認められることから、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

一方、8頁の6行目に記載されている小項目第2の項目名は、検討した事項を抽象的に示すにとどまるものであり、前記(2)イで検討した項目名と同様、法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められないので、開示することが妥当である。

中項目第4の項目名は、存否応答拒否処分の適否について検討したことを示す抽象的なものとなっており、前記(1)キ(ア)と同様、法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められないので、開示することが妥当である。

(カ) 中項目第5

中項目第5には、中項目第4での検討に引き続き、検討対象開示請求1に関し、存否応答拒否処分の適否について具体的に検討した内容が、三つの小項目に分けて記載されている。

これらは、存否応答拒否処分の適否を検討する場合の判断方法、留意点、それらの理由、検討対象開示請求1その他検査に関連する開示請求に対して存否応答拒否処分を行う場合の問題点、留意点、判断方法、判断要素、これらを踏まえた上での対応方針等、存否応答拒否処分を行い、それに対して争訟が提起された場合における会計検査院側の主張・立証の内容・方法、その理由、問題点、主張・

立証活動の成否の見込みなどを仔細に検証しつつ検討した内容が、具体例とともに詳細に記載されているものである。

このような検討内容が公にされ、将来の争訟の相手方当事者等に伝わることとなれば、具体的な反論・反証方法を教示することとなったり、争訟において会計検査院が一方的に不利な条件の下に置かれることとなったり、同院が行う主張・立証活動の評価に影響を与えたりするなどして、同院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるほか、これらが同種の争訟に関する同院の確立した見解であるかのように理解されると、同院の争訟への対処方針について一方的な評価を招き、個々の具体的な争訟事案における同院側の適切な対応を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、中項目第5（次に掲げる項目名及び資料名等を除く。）は、公にすることにより、法第5条第6号ロが規定する「おそれ」があると認められることから、同号柱書き該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

一方、中項目第5のうち、9頁の2行目に記載されている項目名並びに同頁の3行目、11頁の19行目及び15頁の2行目にそれぞれ記載されている小項目の項目名は、いずれも、検討した事項を抽象的に示すにとどまるものであり、また、13頁の21行目及び15頁の1行目の13文字目から同行の20文字目までの部分に記載されている資料名及び資料番号は、検討の参考とされた資料の名称等が引用されているにとどまるものである。

したがって、これらの項目名等は、それぞれ、前記(2)イで検討した項目名又は前記(オ)で検討した資料名等と同様、法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められないので、開示することが妥当である。

キ 補足説明

補足説明には、第3項に記載されている各検討事項のうち、1頁の19行目に記載されており、前記オ(イ)において述べた事項についての具体的な検討内容、すなわち、検討対象開示請求2に対する存否応答拒否処分の適否について具体的に整理した内容が記載されている。

(ア) 補足説明の表題は、検討対象開示請求2に関連し、存否応答拒否処分の適否について整理したことを示すにとどまるものであり、前

記(1)キ(ア)と同様、法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められないので、開示することが妥当である。

(イ) 補足説明の本文には、検討対象開示請求2に係る対象文書の存否を応答することにより明らかになる情報の内容、その不開示情報該当性、存否応答拒否処分に対して争訟が提起された場合における会計検査院側の主張・立証の内容、その成否の見込み、対応策等について検討した内容、それに対する見解等が記載されている。

このような検討内容が公にされ、将来の争訟の相手方当事者等に伝わることとなれば、会計検査院が行う主張・立証活動の評価に影響を与えるなどして、同院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるほか、これらが同種の争訟に関する同院の確立した見解であるかのように理解されると、同院の争訟への対処方針について一方的な評価を招き、個々の具体的な争訟事案における同院側の適切な対応を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、補足説明の本文は、公にすることにより、法第5条第6号ロが規定する「おそれ」があると認められることから、同号柱書き該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

ク 文書の終了を示す語

この記載は、文書本文の終了を示す形式的表示にすぎないことから、前記(1)ケと同様、法に規定する不開示情報に該当するとは認められないので、開示することが妥当である。

(6) 添付資料2 - 1

添付資料2 - 1は、本件対象文書2での検討の際の参考資料であり、その内容は添付資料1 - 1と全く同一である。

そして、その不開示情報該当性について、前記(2)において添付資料1 - 1について検討したところと別異に解すべき特段の理由も認められないことから、その開示・不開示についての判断は、前記(2)において述べたところと同様である。

(7) 添付資料2 - 2

添付資料2 - 2は、本件や先行処分1、先行処分2、添付資料1 - 1に係るものとは別の過去の不服申立事件について会計検査院が当審査会に提出した意見書の写しであり、本件対象文書2での検討の際の参考資料とされたものである。

添付資料2 - 2には、会計検査院が行う検査の性質、当該不服申立事

件に係る対象文書の会計検査上の意義及び同院におけるその取扱い、当該対象文書の不開示情報該当性についての同院の主張等が記載されている。

これらは、会計検査院の基幹的な業務についての説明であったり、会計検査に関わる行政文書の不開示情報該当性についての同院の一般的な主張であったりするものであり、基本的には、同院がこれまで争訟の場などにおいて繰り返し表明してきたものであると認められる。

したがって、これらの記載は、秘匿すべき会計検査院の争訟への対処方針等や同院内部にとどまる検討内容等ではないと認められ、また、これらの記載から文書2本体部等における不開示情報の内容を具体的に推認することができるものでもないと認められる。このため、これらの記載は、公にされたとしても、会計検査院の争訟上の当事者としての地位を不当に害するおそれ、同院が行う各種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、その他法に規定する不開示情報に該当する事由があるとは認められない。

よって、添付資料2-2は開示することが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

5 本件一部開示決定の妥当性

以上のことから、本件対象文書1及び本件対象文書2については、別表の2欄に掲げる部分を開示することが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 碓井 光明

委員 河野 正男

委員 早坂 禧子

(別表)

1 文書の区分		2 開示することが妥当な部分
本 件 対 象 文 書 1	文書1本体部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秘密指定区分の表示、日付及び課名 ・ 文書の表題 ・ 第1項の全部 ・ 第2項のうち、1頁の20行目の9文字目から21行目の14文字目まで、2頁の5行目の3文字目から7行目の3文字目まで、10行目から15行目までの各部分を除く全部 ・ 第3項の全部 ・ 第4項の全部 ・ 第5項の項目名 ・ 第6項の項目名 ・ 文書の終了を示す語
	添付資料1 - 1	<p>以下の各部分を除く全部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6頁の15行目の32文字目から17行目の4文字目まで ・ 6頁の20行目の3文字目から21行目の31文字目まで ・ 7頁の12行目の18文字目から14行目の10文字目まで ・ 8頁の25行目から9頁の27行目まで ・ 10頁の7行目の19文字目から8行目の34文字目まで ・ 10頁の17行目から11頁の27行目まで ・ 12頁の1行目から12行目まで ・ 13頁の3行目から14頁の5行目まで ・ 14頁の7行目から16頁の17行目まで ・ 16頁の19行目から17頁の12行目まで ・ 17頁の14行目から18行目まで
	添付資料1 - 2	全部

	添付資料 1 - 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料番号及び日付 ・ 表題
本 件 対 象 文 書 2	文書 2 本体部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秘密指定区分の表示、日付及び課名 ・ 文書の表題 ・ 第 1 項の全部 ・ 第 2 項のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 項目名 ・ 1 頁の 1 3 行目の冒頭から同行の 8 文字目まで ・ 1 頁の 1 4 行目 ・ 第 3 項のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 項目名 ・ 1 頁の 1 6 行目の 1 文字目 ・ 1 頁の 1 7 行目の 1 文字目 ・ 1 頁の 1 8 行目及び 1 9 行目 ・ 第 4 項のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 項目名 ・ 2 頁の 2 行目 ・ 2 頁の 2 3 行目の 1 文字目 ・ 4 頁の 2 6 行目の 1 文字目 ・ 7 頁の 1 行目から 8 行目まで ・ 8 頁の 5 行目及び 6 行目 ・ 9 頁の 2 行目及び 3 行目 ・ 1 1 頁の 1 9 行目 ・ 1 3 頁の 2 1 行目 ・ 1 5 頁の 1 行目の 1 3 文字目から同行の 2 0 文字目まで ・ 1 5 頁の 2 行目 ・ 補足説明の表題 ・ 文書の終了を示す語
	添付資料 2 - 1	添付資料 1 - 1 に同じ。
	添付資料 2 - 2	全部